

年金Q&A

広報よこしば'97.8.1

60歳まで完納して 満額の年金を。。。○

Q 私は20歳から45歳まで25年間、国民年金の保険料を納めましたので、もうやめたいのですが、いいですか？

A 国民年金は25年納めたからといってやめることはできません。25年というのは、老齢基礎年金を受けるための最低限の期間であり、そこでやめてよいということではありません。

国民年金制度は、20歳から60歳になるまでの働く世代全員が保険料を納め、その時のお年寄りの年金を支えていく仕組みです。60歳になるまで国民年金に加入し、保険料を納めることは国民の大切な義務となっています。

また、年金額は次の計算式で算出され、納付した期間によって受ける額も変わってきます。25年納付と40年納付の年金額を計算してみたので比較してみてください。勤労収入のなくなつたときのあなたのためにも、60歳まで完納をめざしてください。

$$\frac{\text{保険料を納められた月数}}{\text{月数}} \times \frac{1}{3} \times \text{加入可能年数} \times 12(\text{月})$$

[例]
☆25年納付の場合

$$785,500\text{円} \times \frac{25\text{年} \times 12\text{月}}{40\text{年} \times 12\text{月}} \approx 490,900\text{円}$$

☆40年納付の場合

$$785,500\text{円} \times \frac{40\text{年} \times 12\text{月}}{40\text{年} \times 12\text{月}} = 785,500\text{円}$$

(注意) この例は昭和16年4月2日以後に生まれた方の場合で、平成9年4月現在65歳請求の年金で計算してあります。

※平成9年4月現在、加入可能年数は生年月日によってちがいます。

生年月日	加入可能年数
昭12.4.2～昭13.4.1	36年
昭13.4.2～昭14.4.1	37年
昭14.4.2～昭15.4.1	38年
昭15.4.2～昭16.4.1	39年
昭16.4.2～以降	40年



国民年金写真コンクール

応募してみませんか

国民年金制度に対する認識を深めていたため、「国民年金写真コンクール」を開催します。

題材 四季を通じての千葉県内の風景、行事、名所旧跡、文化財、スポーツなど広報誌の表紙に適したもの。
サイズ キャビネ以上四つ切りまで、カラープリントに限る
(表紙に使用の際は、トリミングします。)

締切日 9月30日必着

応募規定 作品の裏面に応募票を貼る。(応募票は住民課に有ります)応募作品は未発表のものに限り原則として返却しません。

送り先、問い合わせは、

〒260-91 千葉市中央区市場町1-1
千葉県国民年金協議会

043-223-2389